

8 東彼杵水告示第1号

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、東彼杵町役場において一般の縦覧に供する。

また、東彼杵町公共下水道事業負担金徴収条例第4条（平成15年東彼杵町条例第10号）の規定に基づき、令和8年度の受益者負担金賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和8年1月28日

東彼杵町長 岡田伊一郎

1 公共下水道の供用を開始する年月日

令和8年2月12日

2 公共下水道の供用を開始する区域

東彼杵郡東彼杵町蔵本郷の一部（別紙図面のとおり）

3 縦覧期間

令和8年1月29日から令和8年2月12日まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

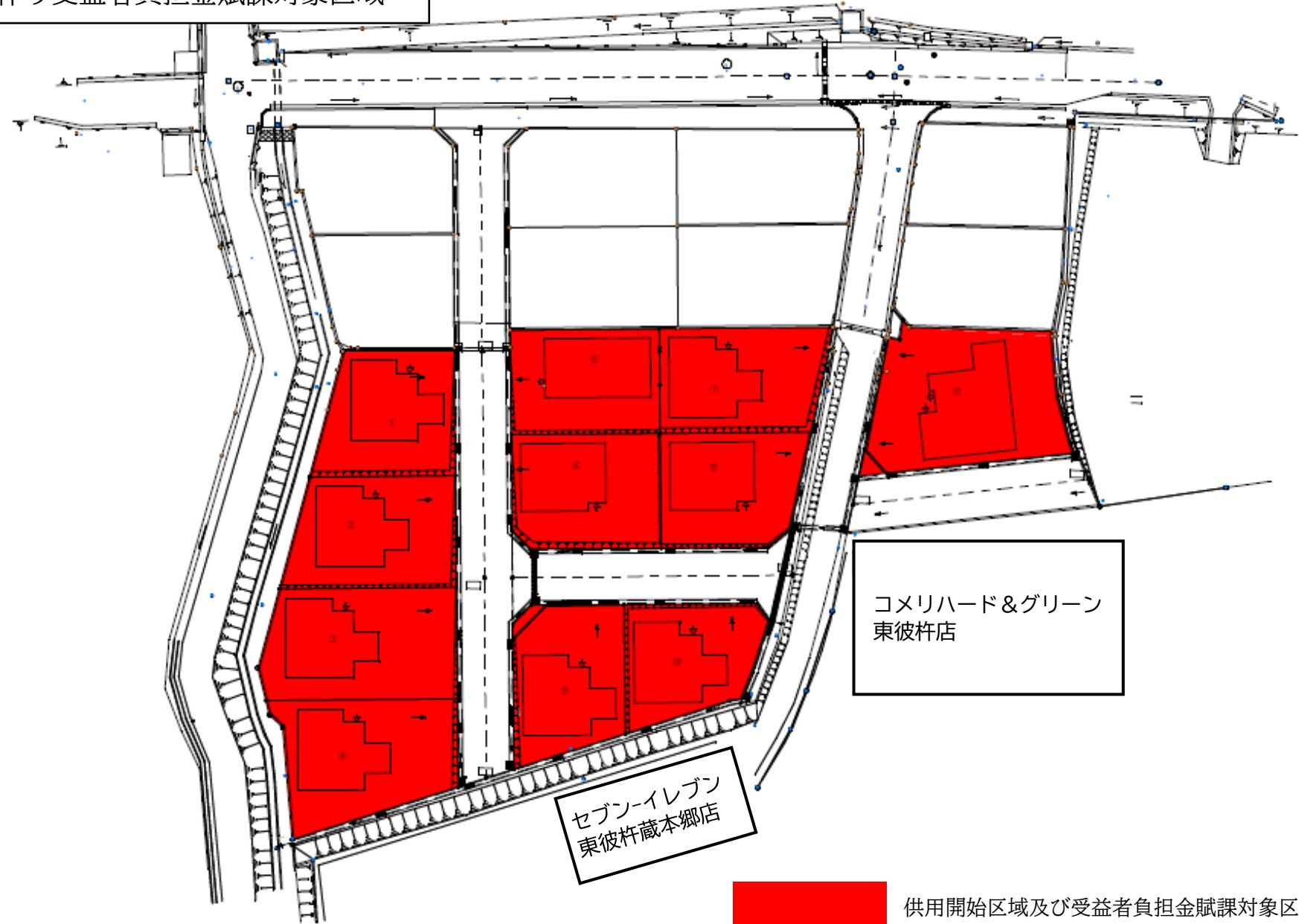
4 受益者負担金賦課対象区域

東彼杵郡東彼杵町蔵本郷の一部（別紙図面のとおり）

5 受益者負担金を賦課する日

令和8年4月1日

公共下水道の供用を開始する区域及び
供用開始に伴う受益者負担金賦課対象区域



供用開始区域及び受益者負担金賦課対象区域